

(別紙3)

北秋田市国民健康保険税減免に関する取扱要綱

平成18年6月28日告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市国民健康保険税条例（平成17年北秋田市条例第66号。以下「条例」という。）及び北秋田市国民健康保険税条例施行規則（平成17年北秋田市規則第48号。以下「規則」という。）に規定する国民健康保険税（以下「国保税」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の事由)

第2条 国保税の減免は、国保税の賦課後において災害や疾病、失業等のやむを得ない理由により収入が著しく減少し、納期限の延長、猶予等を行っても、なお、担税力がなく納税が困難であると認める場合に、その理由に基づいて国保税の一部又は全部を一時的な救済措置として減免するものである。

(減免の対象者)

第3条 この要綱において、国保税の減免対象者は、条例第19条第1項各号のいずれかに該当する者とし、この場合において、第3号中「特別の事情がある者」とは、納税義務者と生計を一にする親族、同居者等の所得が著しく減少した者とする。

(減免の非対象者)

第4条 この要綱において、次の各号のいずれかに該当する者は、減免の非対象者とする。

- (1) 所得割が課税されていない者
- (2) 既に7割軽減の適用を受けている者
- (3) 蓄積された資産（本人及び世帯員全員（以下「本人等」という。）の預貯金、現金等）、退職金、保険金等により、当面の生活に支障のない者
- (4) 生活困窮の状態が近い将来解消し、減免を要しない状況になることが見込まれる者
- (5) 過去の収入から、当該年度において担税力が著しく減少したと認められない者

(減免の申請等)

第5条 減免の申請を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書及び状況説明書に次の各号に掲げる書類を添付し、納期限7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請理由が明確に証明できる書類
- (2) 本人等の収入状況を証明する書類（前年中と現在の収入状況を証明する書類。第6条第3号に掲げるものを収入として認定する。）
- (3) 本人等の資産状況を証明できる書類（本人等の居住用資産を除く不動産、預貯金、現金、生命保険、有価証券、自家用車等、換価価値があるものの状況が確認できる書類。）

- (4) 申請内容の確認及び調査に対し、本人等が同意する旨の同意書
- 2 申請者は、前項に掲げるもののほか、市長が判定に必要と認める書類の追加を求めるときは、これに応じなければならない。
- 3 市長は、申請書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- 4 申請は、やむを得ない理由がない限り国保税の減免を受ける本人が行わなければならない。  
(減免の判定基準)

第6条 減免の判定には、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）を主として用いるものとし、具体的な判定基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 判定の対象 本人等の収入及び資産を対象とする。
- (2) 収入金額 減免の申請月から1年間の収入を推計するものとし、原則として税務資料による前年の所得に基づき、面談及び申請書添付の書類並びに検査によって得られた事実による当該年の状況変化を考慮したものとする。
- (3) 判定に用いる収入は、次の収入とする。
- ア 給与収入、報酬及び賃金
  - イ 事業収入（営業、農業、不動産等）
  - ウ 公的年金、個人年金等
  - エ 仕送り、贈与等
  - オ 遺族年金、児童扶養手当、児童手当、就学援助、雇用保険、労働災害保証保険等
  - カ その他の収入
- (4) 最低生活費 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の基準により12か月分の生活費を算出する。
- (5) 預貯金等 本人等の預貯金及び現金の合計額とする。  
(調査及び確認)

第7条 市長は、申請書を受理した場合は、記載された申請内容を確認するとともに、地方税法（昭和22年法律第226号）第707条の規定に基づき、質問し、又は検査するものとする。

- 2 前項の規定による確認、質問又は検査は、申請者に来庁を求め、又は徴税吏員が訪問できるものとする。
- 3 市長は、本人等の資産状況について必要があると認めるときは、第5条第1項第4号の規定に基づき、官公署、金融機関、信託会社等に報告を求めることができるものとする。  
(審査の手順)

第8条 減免の承認又は不承認の決定については、収入金額及び最低生活費を比較し、生活困窮の度合いを算出するほか、預貯金及び現金の保有状況並びに個別の事情を考慮のうえ、担税力の有無について審査し、総合的に判断する。ただし、判断及び決定にあたり必要と認め

るときは、規則第8条の規定に基づき、国民健康保険税減免判定委員会に諮り、その意見を求めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。